

# 証言による「南京戦史」

(11)

△最終回△

46期 故本正巳

## 九、下関方面の遺棄（埋葬）

死体数について

銃弾に当たらず死を免れた被害者、股右余  
が法廷でおこなった証言の要旨。

11月11日（農曆）上元門で捕えられ、俘  
虜殺<sup>25</sup>（26ページ）

被殺者、梁廷芳・白培榮の目撃談の要旨。

12月16日12時前、日本兵七、八名がやつ  
てきて、華僑招待所の難民五千余人を下関の  
中山碼頭まで押送し、午後6時すぎに下関の  
拉致された約九千人が集団虐殺された（農  
曆であり12月15日の事件と注釈されている）

（注）上元門一魚雷付近で行動した部隊  
は16Dの佐々木支隊である。しかし「佐々木  
たちは麻縄を兵士らに分け、道路のまん中に

午後、城内東北部（中山北路以東）を掃蕩して  
は數十歩間隔に機関銃が一挺ずつ置かれた。

15日は遠く城外の仙鶴門附近に移動している。  
九千人を機関銃四挺で銃殺というが、機関

銃は歩兵大隊以上でないと装備していない。  
（注）③下関・上元門の大虐殺（証言・南京大

虐殺<sup>23</sup>（24ページ）

（注）①燕子磯（観音門）は幕府山砲台の

東北方約五キロ、南京城東北方約十キロにあ  
る。同方面を進撃した部隊は、13Dの山田支  
隊であるが、同支隊は12月13日烏龍山、14日  
に幕府山を占領し、一万余の俘虜を捕えたこ  
とが前に述べたとおりである。

（注）②海軍の第十一戦隊は12月12日、鎮江を進  
み、13日、首都在落後に退却する中國軍老若男女の時、燕子磯に移動したとすれば、同方面で行  
動した山田支隊。佐々木支隊と衝突しないは  
ずがない。どのような経路で、いつ移動したか  
は、難民と武装解除兵五万人が、南京陥落当  
初に拘束された三千余人は、はじめ機銃で掃  
射し、ついで死んでいない者を付近の茅屋に  
は南京陥落後、四つの郷に侵入して五万余人ののである。また、この大群衆を砂洲の中

に閉じ、数十挺の機関銃で掃射したといふ

が、機関銃は大隊に四挺、聯隊に十二挺しか

は難なのがれました」

（筆者注）和記公司は英系の工場であり、  
が認めていると思われても手をつけなかつた。仮に工場内を捜査したとしても、摘出し

た人數約三千人を、17日、入城式当日に江岸

において虐殺したというのである。

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）④下関中山碼頭の大虐殺（証言・南京大  
虐殺<sup>25</sup>（26ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑤燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>26</sup>（27ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑥燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>27</sup>（28ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑦燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>28</sup>（29ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑧燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>29</sup>（30ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑨燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>30</sup>（31ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑩燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>31</sup>（32ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑪燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>32</sup>（33ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑫燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>33</sup>（34ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑬燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>34</sup>（35ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑭燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>35</sup>（36ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑮燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>36</sup>（37ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑯燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>37</sup>（38ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑰燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>38</sup>（39ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑱燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>39</sup>（40ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑲燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>40</sup>（41ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）⑳燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>41</sup>（42ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉑燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>42</sup>（43ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉒燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>43</sup>（44ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉓燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>44</sup>（45ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉔燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>45</sup>（46ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉕燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>46</sup>（47ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉖燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>47</sup>（48ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉗燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>48</sup>（49ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉘燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>49</sup>（50ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉙燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>50</sup>（51ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉚燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>51</sup>（52ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉛燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>52</sup>（53ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉜燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>53</sup>（54ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉝燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>54</sup>（55ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉞燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>55</sup>（56ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>56</sup>（57ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>57</sup>（58ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>58</sup>（59ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>59</sup>（60ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>60</sup>（61ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>61</sup>（62ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>62</sup>（63ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>63</sup>（64ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>64</sup>（65ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>65</sup>（66ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>66</sup>（67ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>67</sup>（68ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>68</sup>（69ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>69</sup>（70ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>70</sup>（71ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>71</sup>（72ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>72</sup>（73ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>73</sup>（74ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>74</sup>（75ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子磯江辺の幕府大虐殺（証言・南京  
虐殺<sup>75</sup>（76ページ）

（注）本証言は、魯庭の証言（前出）と同  
じであるが、証言者の名前が魯庭と各  
てある。前に述べたとおり、その

真偽が疑わしい。

（注）㉟燕子

## 紅卍字会による下関方面埋葬状況報告（南京地誌博物館檔案）

埋葬地点	死体数(男)	埋葬月日	注	私的考察	
下関渡固里	1,191	2月12日	死体が腐乱していたため、その場で納棺。	① 渡固里、九家坪の地点不詳。魚雷営碼頭は、海軍碼頭か、海軍操場付近か不詳。 ② 腐乱死体を1日に5,000体納棺、可能であろうか。	
下関九家坪	480	2月18日	長江沿いで納棺。		
魚雷営碼頭 (計 5,824)	524	2月19日	死体が腐乱していたため、その場で納棺。		
	5,000	2月21日			
	300	2月22日			
草鞋水門空地 (計 574)	197	2月20日	魚雷営碼頭で納棺。	草鞋水門の位置は、和記公司南方か、場所不詳。	
	226	2月21日			
	151	2月21日			
下関石榴園 (計 4,181)	147	2月21日	幕府山そばで納棺。	① 石榴園の場所不詳であるが、幕府山で納棺しているので、同地の遺棄死体であろう。 ② 幕府山の俘虜射殺と関係するが、部隊は死体は大部を処理して江北に転進しているはず。	
	1,902	2月26日			
	1,346	3月1日			
	786	3月30日			
幕府山下	115	2月21日	草鞋水門裏で納棺。	地点が判らない。	
下関姜家園	85	2月25日	下関各地で納棺。	① 3月6日に1,772体の腐乱死体を発見処理とは奇異である。 ② 水上の死体は上流から流下した死体であろうか。	
下関東砲台	194	2月26日	煤炭港碼頭で納棺。		
煤炭港の江辺 空地 (計 2,231)	1,772	3月6日	死体腐乱、現地納棺。		
	385	4月27日	江辺、水上の死体を納棺。		
	74	5月31日	江辺で納棺。		
海軍医院裏の築堤	87	3月14日	該地、怡頭碼頭で納棺。	入院した傷病死者？	
兵站地の長江沿い	102	4月29日	下関、兵站地長江の江辺で納棺(計 714)。	死体714が5月ごろになつても、なお存在していたのか？	
下関石榴園	518	5月1日			
老江壠周辺	94	5月15日			
下関の砂洲周辺	65	5月18日	江辺の水上死体を納棺。		
合計	15,741	自2月12日至5月31日	約70日		

▼下関地区の「紅卍字会による埋葬死体数」  
考観(筆者)  
中沢三夫氏(第十六師団參謀長24期)は、中国側が東京裁判に提出した資料を、弁護団を通じて入手されたが、その資料が、最近出版された『証言・南京大虐殺』(1971年4月)一掲載の「崇善堂、紅卍字会の埋葬死体一覧表」と一致するので、下関方面的紅卍字会による埋葬一覧表を集計し、筆者の考観を述べる。

▼筆者の考観  
本資料は、東京裁判に提出されたものであり、今日、南京地誌博物館檔案として保存されているものである。相當信憑性の高い資料でなければならないが、筆者は次のような疑問を抱くのである。

① 埋葬死体全部が虐殺死体ではない。城外戦闘の部で、崇善堂発表の埋葬死体数について、筆者の考観を述べたが、下関地区的埋葬死体についても、同じようなことが言える。埋葬死体は全部、男であり女・子供を含んでいないが、軍服着用者か民服であるか、即ち戦死者か、俘虜・便衣兵か、一般住民か、その識別が示されていない。識別は恐らく不可能であったと考えるが、悲憤これらを「犠牲者」と呼称し、全部が不法な虐殺であつたかのように取扱っている。

下関地区的埋葬死体合計一五、七四二体と  
ない。數十挺といえど一ヶ師団全部の機関銃を集めてなお不足する。このよう、本証言は証効能力に欠けるが、このような証言が「戰犯谷寿夫の事案」(証言・南京大虐殺)70ページの注)として採りあげられているのである。

② その他生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撃談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。

③ その他の生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撲談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。

④ その他の生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撲談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。

⑤ その他の生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撲談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。

⑥ その他の生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撲談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。

⑦ その他の生存者の訴え(証言・南京大虐殺)、洞富雄著『決定版・南京大虐殺』下関における集団虐殺の生き残りと称する陳徳貢老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撲談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考観を述べた。





た。このことを知ったのである。俘虜になり使役をやれば食へられるというので、今まで隠れていた敗残兵や便衣兵が、進んで名乗り出て「俘虜になつた」と話していました。

▼歩兵第四十五聯隊に投降した下関の捕虜

12月14日の朝、歩兵第四十五聯隊第二大隊が下関で捕えた約五六千の捕虜は、前に述べたとおり、第二大隊長成友少佐、鶴飼敏定

氏(45・史編纂委員・48期)によると、同日正午頃、非戦闘員を釈放し残りの者は第十六

師団に引き渡している。

釈放した非戦闘員がどのくらいで、第十六

師団に引き渡した捕虜が何名であろうか。成友氏の手記、第十一中隊軍曹、浜崎富蔵

氏の証言、「ヒゲが両耳から頸まで垂れさがつていた人(第六中隊長の山本隼人大尉、45期)が訓示して、放した」などから推察する

と、殆ど大部分が釈放されたような印象である。

14日に下関の掃蕩に任じたのは歩兵第三十三聯隊(第一・第三大隊)であるが、聯隊本部通信班長、平井秋雄氏、第三大隊副官、堤千里氏は「捕虜を引き継いだ」という話は聞いたことがない」と、強く否定された。どうも、この捕虜の取扱いは良くわからない。

「朝日ジャーナル」(昭59・7・27)「南京への道」(P41-P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日～16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部四〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富蔵氏(戰後、鹿児島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

——浜崎富蔵氏の総合所見——

當時、第二大隊は水西門地区、第三大隊は江東門地区を警備していたので、もし事件なりとすれば、第九、第十中隊あたりと思われる。人によりいろいろ見解が異なるが、白旗(白布)を掲げてくる中國兵一コ一小隊ぐらゐを殺したという者もある。

末端の散発的な出来事は、戦闘行為の常となりして発生を免がれなかつたとしても、即「大虐殺」に結びつけるのは飛躍がある。

▼歩兵第三十三聯隊戦闘詳報の三千余の捕虜

戦闘詳報には將校一四、下士官兵三、〇八

正午頃、非戦闘員を釈放し残りの者は第十六

師団に引き渡している。

平井秋雄氏、堤千里氏は前述の如く「追撃

間には投降兵や敗残兵を射殺しながら前進す

たが、捕虜は獅子山砲台で約三百ぐらい収容

したことを聞いている。聯隊が三千余の捕虜

を収容し、この捕虜を処断したということは

間には投降兵や敗残兵を射殺しながら前進す

たが、捕虜は獅子山砲台で約三百ぐらい収容

したことを聞いている。聯隊が三千余の捕虜

を収容し、この捕虜を処断したということは

間には投降兵や敗残兵を射殺しながら前進す

たが、捕虜は獅子山砲台で約三百ぐらい収容

したことを聞いている。聯隊が三千余の捕虜

を収容し、この捕虜を処断したということは

間には投降兵や敗残兵を射殺しながら前進す

たが、捕虜は獅子山砲台で約三百ぐらい収容

したことを聞いている。聯隊が三千余の捕虜

を収容し、この捕虜を処断したということは

ないと考えられる。「佐々木少将日記」でも、それを「追撃」、「投降兵、敗残兵、捕虜」の使い分けが適切であるまい。

二、計三、〇九六とし、「処断す」と記され

ている。

平井秋雄氏、堤千里氏は前述の如く「追撃

を収容し、この捕虜を処断したということは

戰者は「オーバーな表現である」と答えた

が、三千余という数には疑問が残るにして

も、投降兵(敗残兵)を「処理したこと」に

されば、聯隊本部の平井氏や大隊副官の堤

氏が知らぬはずはないと思い、再度問い合わせた。兩氏は聯隊関係者調べたが、そのよう

な事実は発見できない。戦闘詳報にそのよう

な数字が書き込まれているとすれば、13日の追撃間の投降兵の殺害と14日の掃蕩間の敗残

兵の処分数を集計したものではあるまいか

との返事であった。

この戦闘詳報に關係する資料としては、佐々木少将日記(前出)の一節がある。

「13日午後2時ごろ、部隊をまとめつゝ、和平門にいたる。その後、俘虜ぞくぞく投

降し来り数千に達す。激昂せる兵士は上官

の制止をきかばこそ、片っぱしから殺戮する」

「14日、城内外の掃蕩を実施す。いたると

ころに潜伏している敗残兵をひきずり出

す。武器は殆ど放棄または隠匿していた。

た捕虜は、後方部隊に引き継がれ収容された

のであるが、その後の状況を現在個々に調査

たが抵抗した者を「処斷」した、あるいはそ

れで、法に照らせば収容すべき投降兵であつた。

南京入城時には既に難民区が設けられ、入

城後は日本軍の指導により内部の秩序を維持

した、この区域への軍人軍属の出入は、選抜さ

れた野戦隊によつて厳禁されました。南

京陥落とともに、中国軍兵が難民区に遁入し

ましたので、日本軍は治安維持会と協力し

て、難民には通行票を発行しました。

また、佐々木少将日記の14日の掃蕩の項の

「五百、千という大量の捕虜」について、参

考せられる。「佐々木少将日記」でも、潜入した便衣兵は、憲兵隊によつて摘発さ

れ、さらに軍法に照らし審査のうえ、下関で

捕虜になつたように承知しております。中

が、三千余という数には疑問が残るにして

も、投降兵(敗残兵)を「処理したこと」に

関しては否定し得ないと思う。

三、個別の投降兵(捕虜)

この戦闘詳報に於ける資料としては、佐々木少将日記(前出)の一節がある。

「南京攻略戦の過程や城内掃蕩間に、數十名

の数百名の中國兵がバラバラと投降してきた。兩氏は聯隊関係者調べたが、そのよう

な事実は発見できない。戦闘詳報にそのよう

な数字が書き込まれているとすれば、13日の追撃間の投降兵の殺害と14日の掃蕩間の敗残

兵の処分数を集計したものではあるまいか

。

南京入城時に

は、

女暴行につきまして、上海戦以来

も、當時の実状とは著しく相違しています。

が、当時の戦況に応じてそれぞれ「処理」さ

れていた。急迫した戦闘中や追撃間において

注意を要することは、郷土新聞社からの從

軍記者や写真班が望むがままに、無慮な言

ふたび嚴しく要求がなされ、とくに南京入

城後、故宮広場での松井軍司令官の訓示は、

終生忘れ得ません。

また、殘念ながら南京戦における若干の婦

女暴行につきまして、慰安所が開設され

ましたので短期間に発生した事件であります。中

國側が抗議し発表した事実や写真につい

ては、多くの場合射殺、一部のケースでは収容

している。この各部隊が収容した個別の投降

兵をはき、大勢のなかには刺殺、斬首などの

真似をした馬鹿者も居りました。これらの報

道が誤解を招いたのだと思います。

——下関での便衣兵処分——

城内には多數の外國公館があり、巡公館

は鼓樓の西北に、アメリカ、イギリスの公館

は、挹江門の近くにありました。日本軍が入城

後、重機関銃などを使用して捕虜を大量に殺

しておれば、外國公館に判らぬはずはなかつ

たと思ひます。千人ものひとを射殺するとな

れば、それは大変なことで、もちろん重機関

銃でなければならず、この銃はを秘匿するこ

となどとてもできません。

下関の多數の死体は機関銃によるものであ

ります。

巷間伝えられる下関での殺害といふのは、

つて、南京攻略戦のさいの脱出者、残敵掃蕩

による戦死者であり、捕虜ではありま

せん。

入城後数日、下関で毎日、捕虜が処分され

ました。

14日掃蕩間の敗残兵で捕えられ

られた。

戦死した。

——便衣兵の、いわゆる「処分」——

「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分で

あります。

と申しあげたい。





空地に「中國軍民慰靈碑」を建立して、日中兩國民が參集して慰靈祭を行つた。當時、特務機關には本願寺派の僧侶河野三曉氏(後に參議院議員として二期當選)、民間の日蓮宗の僧侶があり、まことに好都合であつた。

また、南京管内を巡視した時、中山陵の孫文の大理石像の鼻の先が欠けているのに気がついた。修理しようと思つたが、南京には技術者が居ない。陸軍報道部長の馬淵逸雄氏30歳に頼んで、東京より適當な職人を呼んでもらおうことにした。馬淵氏から孫文の写真を準備しておくようとのことで、すぐ手配して待つていた。

まもなく技術者が到着したので、特務機關の一室で、極秘裡に約二週間ぐらいで孫文の鼻を元通りに修理した。これは、限られた人以外には誰にも口外しなかつた。あれから四十数年、孫文の鼻はどうなつているだろうか。まことに感慨深いものがある。

#### ▼福島佐太郎氏の証言(中華民国新民会首都指揮部勤務、現住所、京都市東山区東大路馬町東入ル上馬町宝山荘)

#### ——捕虜となつた劉將軍の告白——

私は昭和14~16年、南京の「中華民国新民会首都指導部に勤務した。当時の新民会總指導部長は經緯(ウヒン)氏であった。經緒氏はのうちに汪精衛の國民政府の考収院長となられた人である。私は經緒氏の紹介で劉啓雄將軍と知り、しばしば食事などを共にした。何かの折りに、私は劉將軍に、いわゆる南京事件の真偽について尋ねたことがある。なぜ尋ねたかといふと、劉將軍は南京南方の雨花台陣地及び光華門を守備する旅長として官学校長に迎えられるという経歴の持ち主である。

劉少将は次のように語つた。

「12月9日から12日夜にかけて雨花台、光華門の戦いは激烈をきわめ、わが軍の死傷者も多かった」と、日本軍の軍紀類ある。

わが軍はそれより先に終崩れとなつた。者が多かつたが、日本軍も相当な犠牲を払つたはずだ。13日の払暁、城壁の一部が爆破され、脇坂部隊が光華門を占領したが、

南宮防衛監司令官唐生智大將は、すでに子江を渡り遁走してしまつた。大將を失な

い、指揮系統が乱れ、城壁の一角を破られ、守備隊は、完全に無統制な敗残兵とな

り、蜘蛛の子を散らすように、大半は北門の沿江門から脱出して下関に、そこから船や筏で死地を逃れんとするもの、あるいは便衣に着替えて難民区に潜入するもの、あるいは民家や庵屋に身を潜めるもの、とにかく渾乱状態であった。

これより先、金持ちの市民は早くも脱出し、残った市民は馬市長の命令で一定の避難場所(難民区)に集められており、その数は約二十万? であった。ここには一発の砲弾も落下せず、一回の火災も起きておらず、死者は一人も出でていない。

問題は、市長の命令に従わず、避難場所に集まらなかつた僅少の市民と、逃げまと

らうか。

私は難民区に潜入し、のちに摘出された

が示すように皆無とは言えないが、軍の慰靈

者が開設されるまでの僅かの期間、一部の不

得者の犯行が証明されたのではなか

らうか。

この事件は南京占領後の翌年3月、鎮江・

12日夕刻、部下将兵を置きざりにして、揚

追撃作戦間や南京占領直後、ことに食糧不足のために微弱を行ひ、中国人民に害を及ぼすことは、否定し得ないところであるが、

参謀者の証言・私の体験によつても、掠奪、

放火は退却する中國軍自身の手によるものが

したところは、否認し得ないところであるが、

のため紹介する。

▼掠奪・放火・破壊▲

井上直造氏の述懐(独立輕装甲車第六中隊長、45期、先年死歿)

(注)この述懐は、竹下栄蔵氏(同中隊上等兵のち長、東京都大田区大森、みやこ食品工業社長)の陣中日誌を読まれた井上

中隊長が書き残されたものである)

等兵のち長、東京都大田区大森、みやこ

食品工業社長)の陣中日誌を読まれた井上

中隊長が書き残されたものである)

明日の攻撃計画を説明するために中隊全員を集めたところ、Yという上等兵が一人

居ない。金壇の治安はよく維持され、住民

中隊長が書き残されたものである)

車隊が戦車砲の使用を禁じ、各部隊が火災予

破壊によるものである。南京攻略戦において

して処罰されれば、内地に帰れなくなる」と

來說くに考へて非行を戒めていた。

また、「南京市三分の一破壊」というが、

これは日本軍の爆撃と中國軍撤退時の放火、

これは日本軍の爆撃と中國軍撤退時の放火、

破壊によるものである。南京攻略戦において

して処罰されれば、内地に帰れなくなる」と

來說くに考へて非行を戒めていた。

車隊が戦車砲の使用を禁じ、各部隊が火災予

破壊によるものである。南京攻略戦において

して処罰されれば、内地に帰れなくなる」と

來說くに考へて非行を戒めていた。

もらえるだろう」と言う。宣撫班の青年に相手の婦人の住所を洩してもらつたら、すぐ判断した。私は早速その婦人の家に行き、宣撫班の青年に通訳してもらひ、「私の監督不行届きにより、たいへん申訴ないことをしてしまつた。今後、こんな事がないようにするから、許してもらいたい」と地面に土下座し、額を地につけて謝つたが、なかなか承知して呉れない。その婦人は、極めて容姿うるわしい中国婦人であり、主人も出てきた。この主人はお世辞にも美男子とは言えなかつた。彼は「お世辞にも美男子とは言えない男であるが、金壇の大土地主とのことで宣撫班の青年が將があかないので『県長に頼んでみましょうか』と言つた。そうして呉れと頼むと、「それには金が必要だ」と言つた。私は出征以来、本俸は留守宅渡しとし、戦地加俸は自分が貰つていたが、七月以來のものが百円あまり貯つてゐた。それを青年に全部渡して「これでなんとかならないか」と言つた。「これだけあれば、なんとか都合がつくだろう」という。県長を通じて交渉してもらひ、夜中の3時頃話しがつて、「訴えた婦人が憲兵隊に取下げられた」と言つた。Y上等兵は自分で部隊に帰つた。

Y上等兵に面会すると、革刀も銃剣もとられて哀れな姿で留置場に入れられていった。Y上等兵を貰ひ受けた部隊に帰つた。

そして中隊全員を集めて、「もし今後こんな恥ずかしいことをして中隊から処罰者を出すようなことがあつたら、今までの苦労も功績も、いつへんに失つてしまふ。戦死された人達にお詫びのしようもない。日の丸の旗を振つて送り出してくれた家郷の人達に、会わせる顔がないではないか」と、

大限の処罰をしたが、人事担当の有田准尉には軍隊手帳には記入するなど、指示して

いた。その後、Y上等兵は改悛していいとする者は一人も居なかつた。

Y上等兵は隊内でたいへん身の狹い思いをして立派な憲兵となつたのである。Y上等兵は喜んで受験し、これに合格して立派な憲兵となつたのである。

(筆者注) この事件は南京戦間のことではないが、私が直接、故井上中隊長、竹下栄蔵氏にお会いして聞いた話である。

▼第六十五回の申総書(第六十五回作戦記録より抜粋)

一、警備

一、地区ノ区分及び南京市内ノ配備ハ、一六〇師作命甲一八八号ノ如シ。(注、作命は現存していない)

丁目) 亀田三千男氏の証言(独立駐屯車第七中隊段列、軍曹、札幌市西区二十四軒四条五丁目)

(筆者注) 昭和59年1月29日、岐阜県の海津温泉において、全国セトミ会の世話人会

で、亀田氏が語つた体験談である。

――南京捕虜収容所勤務中の出来事――

私は徐州会戦後、昭和13年6月頃であつた

と思うが、衛兵司令伊藤秀二中尉指揮のもと

で、衛舍掛として捕虜収容所の警備にあつた。兵力は徒步編成の一ヶ小隊ぐらいであつた。

私は徐州会戦後、昭和13年6月頃であつた

と思うが、衛兵司令伊藤秀二中尉指揮のもと

